資料集活用にあたって

- 1 この資料集は、学校の先生方のご協力をいただき、すべての学校で活用できる教育実 践の資料集として作成しました。高知県が掲げている7つの人権課題のうち、同和問題 の解決を念頭におき、最近の部落史研究の成果をもとに作成した人権教育資料集です。 なお、本資料集の活用にあたっては、次ページからの「部落史学習のこれまでとこれ から」を読みご留意いただきたいと思います。
- 2 本資料集では、部落史の研究成果に基づいた授業指導案、教材を載せています。最近 の部落史研究による動向については、次ページの「2 これからの部落史学習」をご覧 ください。
- 3 構成としては、ステップ1・ステップ2・ステップ3の3部構成となっており、各学 校の児童生徒の実態に合わせてステップアップしていくことや、ステップごとの流れに 沿って学習することが可能です。
- 4 内容的には、古代・中世、近世、近代、現代と4つのステージにわけています。 《本資料集における時代区分》

古代・中世 - 平安~室町時代 近世 - 主に江戸時代 近代 - 明治・大正・昭和(戦前) 現代 - 昭和(戦後)・平成

5 構成については以下のようになっています。

学習題材名 (1)目標

(2)学習計画 (3)展開

トピック

ワークシート 資料等

6 この資料集は、すべての学校の各段階における学習指導要領のもとで展開することが できる学習事例として作成しています。

児童生徒の実態や題材、学習のねらいに応じて、社会科(地歴・公民科) 道徳、特別 活動、総合的な学習の時間等に位置付けてご活用ください。

- 7 学習時間や内容については、原則として1時間でできるものとしています。
- 8 実践する際には、児童生徒の実態を踏まえ、各学校の課題や学習時間に応じて、アレ ンジしてご活用ください。
- 9 この資料集の指導案では、小・中・高等学校の教科書の呼称を参考として作成してい ます。そのためステップ1の前近代では「差別されていた人々」と表記しています。ス テップ2の中世では「差別されていた人々」、近世では「被差別身分」と表記しています。 ステップ3の中世では、「差別されていた人々」、近世では「被差別民」と表記していま す。近現代では各ステップとも「被差別部落の人々」と表記しています。
- 10 この資料集では、「穢多」「非人」等の語が出てきます。活用にあたっては、これらの 言葉の持つ意味を十分ご理解のうえご活用ください。

部落史学習のこれまでとこれから

1 これまでの部落史学習

被差別部落の歴史的起源には、政治起源説・異民族起源説・職業起源説・宗教起源説などがあり、これまでの部落史学習においては、近世政治起源説に基づいて他の起源説の誤りを正すという目的がありました。また、被差別部落の人々には、差別されるいわれはないということを明確にするという目的もありました。これらの目的のもと、部落史学習を通して児童生徒に科学的な認識を身につけさせ、現代社会に存在している部落差別を解消していく、主体者を育成していくことをめざしてきました。

部落史学習の実践を通して、被差別部落の起源に関する偏見に満ちた認識は否定され、部落差別の不合理性も確認されてきました。さらに各地で、歴史的な資料の発掘や地域教材の掘り起こし、教材開発が進んできましたが、その一方で、被差別部落の人々が厳しく差別されてきたことや、経済的に苦しかったということが前面に押し出された学習が展開されることが多かったため、児童生徒に、被差別部落の人々に対するマイナスイメージを抱かせてしまったことは否めません。また、近世政治起源説による部落史学習では、部落差別の責任を近世の為政者に負わせてしまう結果となり、児童生徒に部落差別は昔の人がつくったもので、自分たちには関係がないといったような、他人事の意識を持たせてしまうという課題も残してきました。

部落史に関わる研究は、近年多くの研究者たちの政治・経済・生活など様々な領域からのアプローチによって、被差別部落の人々の多様な姿が明らかにされてきました。同時に、これまでの近世政治起源説の見直しも進められ、現在小中高等学校で使用されている社会科・歴史教科書の記述も改められるようになりました。そのため、学校の先生方の中には、児童生徒を前に、何をどのように学習すればよいのかという戸惑いがあるのではないでしょうか。

部落史学習においては、教師側が何のために学習するのか、児童生徒にどのような力を身につけさせたいのかといった、明確な目的意識を持って進める必要があります。近年は、部落史だけではなく江戸時代の評価も大きく変わってきています。そのため、学校の先生方が、最近の研究成果を積極的に摂取していくことが、これまで以上に求められています。

2 これからの部落史学習

(1) なぜ部落史を学ぶのか

私たちは社会科(地歴)の時間の中で日本の歴史を学びます。私たちは、過去から 現代につながる歴史を学ぶことで、現代社会の成り立ちや現代につながる多くの人々 の願いや生き方を知り、未来に向かって自分はどう生きるべきかということを問いか けます。部落史は日本の歴史の中の一部分であり、部落史学習は歴史学習の一つです。 歴史学習では、過去との対話を通して現代社会を生きる主体者を育成することが求められています。

部落史学習は単なる物知りを増やすための学習ではありません。ここでは部落史学習のねらいとして、三つあげておきます。一つめは、どのような社会の仕組みや民衆の意識が、部落差別を温存してきたのかということに気づくことであり、二つめは、被差別の側の思いや、生きざまに共感すること、三つめは、学習を通して自分自身を見つめ、自らの生き方を問うことです。部落史をなぜ学ぶのかというと、前述の三つのねらいを通して、現代社会に存在する部落差別を解消していく主体者として、未来に向かって自分自身の「在り方生き方」を確認するためなのです。

(2) これからの部落史学習における留意点

これからの部落史学習において大切なことは、教科書や資料集にある記述を「知識」 として単に伝えることではなく、次のような点に留意して展開することです。

部落史を特殊な歴史として学習するのではなく、日本史全体の中に位置づけ、その 時々の社会構造や社会システムといった枠組みの中に関連させて学習すること。 中世や近世に生きた人々の仕事に関しては、現在の価値観をもとにした視点から見 ないこと。

民衆の持っていた意識と、それを利用した為政者の政策をきちんとおさえ、社会に存在する排除性を明らかにするとともに、児童生徒自身に「自分自身はどうなのか」と問いかけ、自分自身の日常生活と重ねて考えられるような展開をすること。被差別部落の人々の「悲惨」で「貧しい」の一面的強調は避け、仮に扱う場合であっても展望をもたせるような展開を心がけ、児童生徒が課題解決への展望を持てるように、できうる限り差別の中で前向きに生きてきた姿を中心に展開すること。時代ごとの差別の特色を把握し、なかでも近現代は社会問題としての部落問題が成立した時代として位置づけ、解決に向けての方策を見いだせるような展開とすること。

児童生徒のもつ被差別部落に対するマイナスイメージを払拭し、現在に生きる自分 たちの生き方の問題であるという意識を持たせる工夫を行うこと。

児童生徒に興味関心をもたせるため、ビジュアルな資料を活用し、必要に応じて読 み物資料なども活用するよう留意すること。

地域資料などの活用を積極的に行い、地域の中の歴史として位置づけること。

部落史全体を通じて、支配者側の視点からではなく、民衆の立場と視点から学習できる内容とし、なぜ部落史を教えるのか、何を生徒たちに気づかせ理解させたいのかという、目的とねらいを明確にし、学習のプロセスを工夫すること。

各時代の歴史的な事実を学ぶだけではなく、その時代ごとに登場する人々の生き方から学ぶ学習を展開すること(ページ表参照)。

(3) 最近の研究成果を踏まえる

中世社会における被差別民衆への視点

古代から存在していた災いや不幸、自然災害など日常とは異なる状況を「ケガレ」と考える人々の意識が、中世では社会の中にヒンドゥー教の「浄穢」観が影響を及ぼすようになり、「ケガレ」観として一般民衆にも広がっていきました。中でも「死・産・血」は「三穢」と呼ばれ、特に忌み嫌われるようになりました。さらに、「ケガレ」が移るという観念(「触穢」)も広がり、「ケガレ」に触れた場合、その触れた人は一定期間外出せず家に引きこもるとされました。

社会に「ケガレ」が広がることを防ぐため、「ケガレ」を清める役割を担う者が必要とされるようになります。その人々はこの時代に「キヨメ」と呼ばれていました。「キヨメ」と呼ばれた人々は、一般の人々にはない特異な力を持っていると考えられ、畏怖の念をもってみられていました。しかしながら、次第に「ケガレ」に関わる者として、賤視観をもってみられはじめたことから、不浄な人々として社会から排除されていくようになります。

近世政治起源説の見直し

かつて、小・中・高等学校の歴史教科書においては、権力が民衆の分裂支配を目的に被差別民衆をつくったかのように記述されていましたが、近世史研究者らにより、このような記述は史実と異なっているといわれています。地域差はあるものの、被差別民衆は江戸時代以前から存在しており、民衆の差別意識が底流にあって、権力が民衆の差別意識を利用して制度的に確立したとする方が、現在の考え方の主流になっています。

身分制度の捉え方に対する見直し

これまでの歴史学習の中で使われてきた「士農工商・穢多・非人」という身分階層は、「武士・町人・百姓(「農民」だけではなく、農業・漁業・林業従事者等との認識)」と分けられていて、「穢多・非人」は、これらの身分よりも下層身分とされていました。しかしながら、「穢多・非人」は「武士・町人・百姓」より低い身分ではなく、これらの人々から社会外の者として、日常生活の中から排除された人々として認識されています。

近世被差別民衆の生活実態の見直し

被差別民衆の人口増加については、「信仰心が厚いから子どもを間引かなかった」と 教えられてきましたが、被差別民衆の人口増加には経済力の拡大があげられます。

被差別民衆の人々は、皮革産業・細工仕事・市行商などさまざまな職業に就くことで、飢饉を乗り越え経済力を付けていきます。故松崎俊夫氏は「部落解放史ふくおか」

の中で、被差別民衆の果たしてきた役割を「生産と労働」の視点から取り上げること の必要性を提起しています。被差別民衆の生活を貧困の面だけではなく、「生産と労働」 の視点からも取り上げ、これまでの「貧困と差別」の視点からの脱却が求められてい ます。

近世被差別民衆の文化への貢献

さまざまな生業から優れた技術を獲得した被差別民衆の人々は、その技術をふるうことで、我が国の文化の発展に貢献しました。特に医学の面においては、人体構造の解明という作業に関わり、その後の医学の発展に大きな功績を残しています。

また、薬学や芸能の分野においても、被差別民衆の人々の持つ知識や技能は、民衆にとってなくてはならない存在であったことが認識されています。

「解放令」の歴史的な意義の再確認

いわゆる「解放令」は出されたものの、差別をなくすためには何の意義もなかった と見られてきています。しかしながら、「解放令」は前近代に存在していたすべての被 差別身分を制度的に解放し、一気に差別制度を崩壊させています。

また、「解放令」は後の解放に向けた運動や、水平社運動の拠り所という側面をもっており、その意義は高く評価されています。

水平社以外の部落解放運動に対する評価

部落解放運動は水平社が一人担ってきたようなイメージがありますが、水平社運動 以前からさまざまな運動があり、個人や組織として展開されてきました。

また、水平社運動も地域によっては融和運動と連携し、相互に協力しあいながら部落解放に向けて取り組まれていました。これらのことから、水平社だけが解放運動のすべてではなく、融和運動をはじめとするさまざまなやり方で解放を目指していたことが認識されています。

以上のようなことに留意し、児童生徒たちになぜ部落差別が今日まで残っているのか、どうしたらなくすことができるのかといったことを問いかけ、教師を含め、児童生徒の日常と学習を重ねる作業をしていく必要があります。そのためにも、学習の中でそれぞれの時代を生きた人々と児童生徒を出会わせ、その生き方から学ばせることが大切であり、教材・教師・友だち・自分のそれぞれとの対話を通して高次の学びとすることが必要です。児童生徒が対話のある学びの中で、より高次の学びを獲得し、多くの気づきを得ることで、差別をなくすための行動化へとつなげていけるよう、教材観・児童生徒観・指導観を明確にして学習の展開をしていただくようお願いします。

表:時代ごとの学習のねらいと出会う人々

時代	学習のねらい	学習の視点	出会う人々 (ステップ1)	出会う人々 (ステップ2)	出会う人々 (ステップ3)
中世	ケガレ観に基づく特定の人々への賤視観が民衆に広がり、それが差別として社会的に存在したことを知る。 人が人を賤視し、その賤視観を正当化していった背景 にはどのようなものがあったのかということに気づく。	差別の社会的成立 ▼	ケガレ観にとら われた中世の 人々・又四郎	ケガレ観にとら われた中世の 人々・一遍・又四 郎・世阿弥	ケガレ観にとらわれた中世の人々・一遍・又四郎・小太郎・清二郎
近世	民衆の差別意識を利用した権力者により、制度的な差別が確立され、差別が当たり前の社会が成立していたことを知る。 このような状況下にもかかわらず、被差別民衆の人々は役負担を担い、差別に負けることなく前向きに生き、文化の発展にも寄与していたことを理解する。	差別の政治的制度的成立	江戸 時代 を生きた人々・虎松の祖父		た人々・虎松の
近代	解放令により、前近代の被差別身分は制度的には解体されたものの急速な近代化や資本主義化の波にのみこまれ、社会問題としての部落問題が成立したことを知る。 社会問題としての部落問題の中、解放令を拠り所として、多くの被差別部落の人々の立ち上がりがあったことを理解する。	社会問題としての部落問題 の成立 本的人権の尊重に基づく	解放 令につながる 動きをした人々・水平社運動に関わった人々や山田孝野次郎	る動きをした 人々・水平た婦 動に関わった人 人水平社の人 や西光万吉・山 田孝野次郎	た中江北民、村 田正社を立ちを 大の本本の を 大の本本の を 大のの たのの たのの たのの たのの たのの たのの たのの は たのの は たのの は たっ たっ たっ たっ たっ たっ たっ たっ たっ たっ たっ たっ たっ
現代	日本国憲法の基本的人権の尊重に基づき、同和問題を解決するための教育・運動・行政施策などが行われてきたことを知る。 現代社会にも存在する同和問題を解決するために、被差別の立場の人々との出会いを通して、自分自身の在り方生き方を考える。	差別との闘い	教科書無償運動 を展開した人々・ 文字を 取り戻 そうと学ぶ人々	を展開した	